

○警備員指導教育責任者講習の実施

沖縄県公安委員会告示第131号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年7月24日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	令和8年10月21日（水曜日）から同月27日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（令和8年10月27日にあつては、午前10時45分まで）	那覇市西3丁目14番1号那覇地域職業訓練センター視聴覚教室（令和8年10月26日及び同月27日にあつては、第2教室）
	【考査】10月27日（火曜日）	午前11時10分から午後零時50分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	令和8年10月26日（月曜日）及び同27日（火曜日）	午前9時から午後5時まで（令和8年10月27日にあつては、午前10時45分まで）	那覇市西3丁目14番1号那覇地域職業訓練センター第2教室
	【考査】10月27日（火曜日）	午前11時10分から午前11時45分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限る。）
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
- ア 新規取得講習 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- イ 追加取得講習 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和8年9月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
 - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
 - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料34,000円又は追加取得講習手数料10,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号098-862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課